消費税軽減税率への対応セミナーのご案内

~今から押さえておきたい軽減税率の対策とポイント~

整減税率制度導入で





消費税率引上げ・軽減税率制度導入が平成31年10月から始まります。特に軽減税率制度は、軽減税率対象品目を販売している事業者だけでなく、仕入れや経費に軽減税率対象品目が含まれる全ての事業者の方にも関係があります。制度導入まで1年を切りました。何がどう変わるのか、しっかり確認しておきましょう。

- 平成31年2月7日(木) 午後3時00分~午後5時00分
- 場 所 南三陸さんさん商店街 会議室



参加ご希望の方は下記の申込用紙に記入の上、2月1日(金)まで商工会へお申込み下さい。

南三陸商工会 TEL:0226-46-3366 FAX:0226-46-5335

消費税軽減税率対応セミナー参加申込書

	平成31年	月 日
事業所名		
氏 名		
連絡先		

主催:南三陸商工会 (fax46-5335 mail:sidugawa@poplar.ocn.ne.jp)